

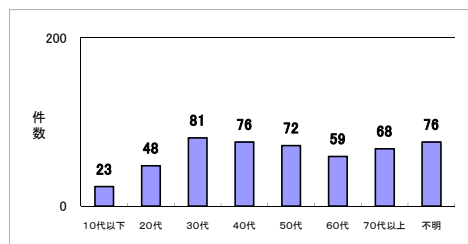
平成23年7月分の消費生活相談の概況

- 7月の相談件数は、503件で〈表1〉のとおりです。前年同月(576件)と比べ、73件の減少です。
- 総相談件数503件のうち、「不当請求」と判断される相談は123件で、前年同月(137件)と比べ、14件の減少です。
- 契約者の年代別相談件数は、〈図1〉のとおりです。30代が一番多く81件、以下40代76件、50代72件の順です。
- 相談の多かった商品・サービスは、〈表2〉のとおりです。第1位は「インターネット情報」で、以下「工事・建築」、「消費者金融(サラ金)」、「商品一般」、「不動産貸借」となっています。

〈表1〉

区分		総相談件数		販売購入形態別相談件数							危害・危険		不当請求		
		うち 苦情相談	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マル チまがい	電話勧誘 販売	ネガティ ブ・オプショ ン	その他 無店舗	不明・無関係	危害	危険	うち架 空請求		
7月	件数	503	477	123	44	150	5	25	2	2	152	2	2	123	15
	構成比 (%)	100.0	94.8	24.5	8.7	29.8	1.0	5.0	0.4	0.4	30.2	/	/	/	/
累計	件数	2,115	1,975	562	170	667	17	91	3	17	588	15	7	556	42
前年同月	件数	576	550	175	38	164	10	25	0	7	157	5	6	137	24

〈図1〉 年代別相談件数



〈表2〉 商品・サービス上位5品目

順位	商品名等	件数	主な内容
1	インターネット情報	102	アダルト情報サイト、出会い系サイトなど
2	工事・建築	25	新築・増改築工事、ガス工事など
3	消費者金融(サラ金)	22	消費者ローン
4	商品一般	17	特定できない商品(架空請求ハガキなど)
5	不動産貸借	16	賃貸アパート、借家など

お知らせ

貴金属の買い取りサービスによるトラブル

突然家に訪ねてきて、金の指輪などの貴金属を買い取るサービスに関する相談が寄せられています。いったん業者の手に渡ってしまうと取り戻すのは困難です。買い取ってもらうつもりがないなら毅然と断りましょう。

事例

- ・ 突然二人組の男女が訪ねてきて、「金の指輪を見せてくれ」と言われて3つ見せた。住所と名前を書かされ、1万円と引き換えに指輪を2つ持って行かれた。
- ・ 昼間一人で留守番をしている祖母が、「使わなくなった古い腕時計はないか。買い取りをしている。」と訪れた業者と話しているうちに、貴金属の買い取りの話になり、困っているようなので手持ちの物を見せたと言う。買い取り価格を言ったが、「家族に聞かないと分からない。」と伝えたと帰ったという。
- ・ 貴金属の買い取り業者が訪ねてきて、母が「ない」と断ったら、執拗で脅迫まがいの対応をされた。会社名も名乗らない。
- ・ 電話で「お宅にある貴金属を買い取りたい。何でも良い。訪問したい。」と言われた。まだ契約していないが信用できるだろうか。
- ・ 業者が訪ねてきて、アクセサリや貴金属類を売った。思い直して返してもらいたいが、クーリング・オフできるだろうか。

アドバイス

- ・ 不意打ち的に買い取りを誘導され、買い取り価格が妥当かどうか比較検討できないまま契約させられる場合が多いようです。
- ・ 買い取り業者が自宅に訪問し、消費者が所有する貴金属を買い取るという契約を消費者と結んだ場合、特定商取引法の適用は難しく、クーリング・オフはできません。
- ・ 契約をする前に、業者の名称、住所、電話番号の確認はもちろんのこと、古物商許可証等の提示を求め、内容を書き留めておき、買い取り条件などが明記された書面をもらいましょう。

新潟県消費生活センターの来所相談は予約制です。まず、電話でご相談下さい。相談電話 025-285-4196